

通級指導教室のご案内

柏原市教育委員会

通級による指導（通級指導）とは

通常の学級に在籍し、学習活動やコミュニケーションのとり方などに困難さを感じている児童生徒に対して、個々の課題に応じた特別な指導（困難の改善や克服を目的にした指導や教科等の補充指導）を通級指導教室で行うものです。

柏原市内の通級指導教室は、小学校8校【柏原小学校、柏原東小学校、堅下小学校、国分小学校、玉手小学校、堅下北小学校、堅下南小学校、旭ヶ丘小学校】中学校4校【柏原中学校、国分中学校、堅下北中学校、玉手中学校】にあります。（令和6年4月現在）

通級指導教室を設置していない小・中学校には、通級指導の担当教員が巡回指導を行ったり、希望する児童生徒が他校の通級指導教室に通ったりすることで支援を受けることができます。

☆ 対象となる児童生徒

柏原市立小・中学校の通常の学級に在籍し、個別の支援を必要とする児童生徒が対象です。在籍している学校にご相談ください。

《学習面の課題例》

- ・特定の学習内容が著しく困難
- ・話の聞き逃しや聞き間違いが多い
- ・手先が不器用
- ・体の動かし方がぎこちない 等

《対人関係面・行動面の課題例》

- ・うまくコミュニケーションがとれない
- ・注意が散漫
- ・整理整頓が苦手
- ・落ち着きがなく、よく動き回る 等

☆ 指導の内容

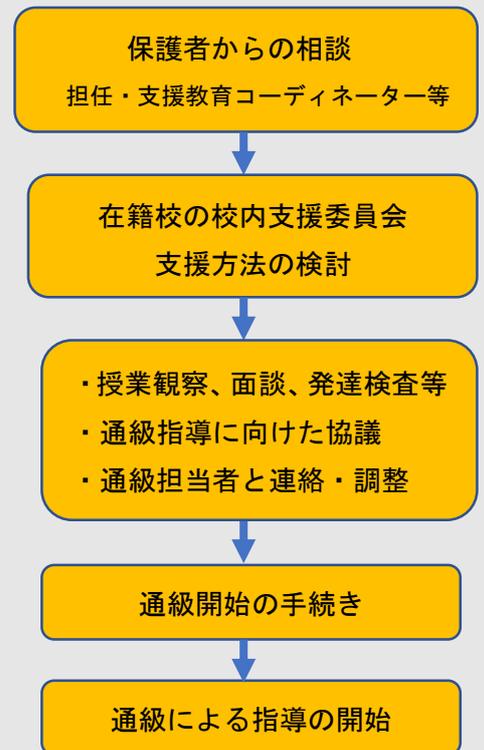
- ・認知能力や学習に関わるスキルの習得を図ります。
- ・認知能力の偏りや弱さの改善、概念の習得を図ります。
- ・運動機能の協応性や巧緻性の困難の改善を図ります。

《例》 視覚機能のトレーニング、文字の学習支援、記憶のためのトレーニング 等

☆ 指導の進め方

- ・通常の学級担任、保護者と連携・協力しながら指導を進めます。
- ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し指導を進めます。
- ・一人ひとりの能力や状態を把握し、児童生徒の特性や状態に合わせた個別指導や小集団指導を行います。

通級指導教室利用の流れ



※他校の通級指導教室を利用する場合、安全の確保のため、保護者の送迎が必要です。

指導を開始して1年で成果や課題を見直します。改善が見られた場合や本人・保護者の希望により、通級による指導を終了することがあります。